

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請受付を開始します

申・問／臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム(市役所 4 階) ☎463-8673

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の申請を 7 月 1 日(火)から 10 月 1 日(水)(当日消印有効)まで受け付けます。原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんので、必ず申請期間内に申請してください。

〈申請方法〉

申請書に必要な事項を記入のうえ、添付書類とともに臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム宛てに郵送してください。

〈臨時福祉給付金の代理申請・受給ができます〉

小さいお子さんなど、本人による申請が難しい場合は、代理申請・受給を行うことができます。代理申請・受給が可能な方など手続きの詳細については、申請書をご覧ください。お問い合わせください。

〈注意点〉

- 申請書は、給付金の支給対象となる可能性がある方に対し発送していますが、申請書が届いた方の中でも支給対象とならない場合があります(7 月中旬になっても申請書が届かない方は、お手数ですがお問い合わせください)。
- 「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の両方に該当する場合は、「臨時福祉給付金」が優先されます。

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」 にご注意ください

市や厚生労働省などの職員が A T M (銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機) の操作をお願いすることは絶対にありません。

臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金に関して、これらの疑いのある電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市役所や朝霞警察署(または警察相談専用電話)にご連絡ください。

朝霞警察署 ☎465-0110
警察相談専用電話 #9110